

整理番号 / /

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年5月12日</p> <p>及5月25日,7月6日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">056</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	3	13	056
百万	千	円							
3	13	056							

<p>使 途</p>	<p>事務所賃貸料 令和2年4月5月分</p> <p style="text-align: right;">391,320 × 0.80 = 313,056</p>
------------	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
4月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
5月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
6月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円

合計 313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

			/	-	/
--	--	--	---	---	---

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			****
取扱店	お取引日	時刻	
50502	02-05-12	11:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認証
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキカイ キノツタ ヒロノノ様
ご依頼人
電話番号 048-924-8011
取扱番号 300034
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			****
取扱店	お取引日	時刻	
10405	02-05-25	14:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認証
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキカイ キノツタ ヒロノノ様
ご依頼人
電話番号 048-924-8011
取扱番号 300067
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			****
取扱店	お取引日	時刻	
50504	02-07-06	12:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認証
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキカイ キノツタ ヒロノノ様
ご依頼人
電話番号 048-924-8011
取扱番号 300070
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事務所用建物賃借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■ (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[] 建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造 二階建て
住戸部分	間 取 り	1階 2LDK		2階 3K納戸付
	面 積	135.22㎡		(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 [] 個	特記事項なし	
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		
使用可能電気容量	50 アンペア			
ガ ス	都市ガスあり			
上 下 水 道	公共上下水道・浄化槽あり			

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

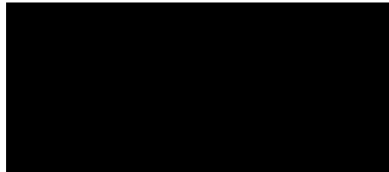
第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

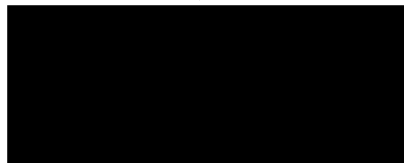
(甲) 住 所
氏 名



(乙) 住 所
氏 名

木下博信

(丙) 住 所
氏 名



整理番号 0005

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年 05月 13日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 4 6 7
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途
 5月分清掃用フロアモップレンタル料
 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。
 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)

領収書等貼付欄

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 〇〇〇〇 様
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン坂戸
 株式会社ダスキンサーヴ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
 TEL 049-285-6695 FAX 049-286-7731
 ☎0120-00-6695

発行日 2020年 5月 13日 次回訪問日 2020年 6月 10日 取引 現金 No. 100160355300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品		納 品		回 収		訂 正	備 考
				納品	回収	納品	回収	金額	金額		
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1			935			

前回未収残	税抜金額	消費 税	合計金額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名
 〇〇〇〇

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3	0
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>年</td> <td>5</td> <td>月</td> <td>18</td> <td>日</td> </tr> </table>	2	年	5	月	18	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>96</td> </tr> </table>		百万		千		円			5	4	3	96
2	年	5	月	18	日																
	百万		千		円																
		5	4	3	96																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃(6月分) $60,440 \times 0.9 = 54,396$ (送金料含む) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄 $60,000 + 440$ (送金料) = $60,440$

ご利用明細票


お取扱日	店番	お取引内容
02-05-18	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N113	*60,000	
	残高	

送金料金 *440円 振込予定日 02-05-18 タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

整理番号 10

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	02 年 05 月 25 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">28</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">080</td></tr> </table>	百万	千	円	1	28	080
百万	千	円							
1	28	080							

使 途

事務所家賃(6月分) $155100 \times 0.8 = 124080$

" 馬埦場(1) $5000 \times 0.8 = 4000$

政務活動に使用する割合が80%以上であるため

領収書等貼付欄

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 名義人内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100



普通預金

8

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残
2-5-25	送金	20,000	124080	104080
2-5-25	送金	155,100	4000	151100

駐車場代 $15000 \times 4 = 20000$
の内給金 5000

※領収書等には、①(載)、④発行者、⑤宛
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

馬埦場代

事務所賃貸借契約書

貸主 マイクスター(株) (甲)と、借主 内沼博史 (乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2018年6月1日から
2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

賃料は、1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別) (管理費別) とし、駐車場代1台分金6000円 (消費税別) とし、甲に対して毎月末日までに送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

甲は、乙が本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

第4条又は第5条に基づき、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)

本条の規定なくして、第三者は特許前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡、本件建物の模様替え、造作もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条 (契約の解除)

第7条第1項各号に掲げる事由が発生した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 借主が破産、仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 借主が近隣とのトラブル等により、甲の権利関係を破壊するに至ったとき若しくは本契約による信頼関係を破壊するに至ったとき。
4. 借主が3ヶ月以上連絡が取れない状況になって3ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条 (契約の解約)

双方の都合により本契約を解除する場合は、甲及び乙は、期間終了と同時に甲立会いのもと、甲において30ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。

2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条 (契約の消滅)

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条 (原状回復義務)

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明け渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明け渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとす。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙が甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払う。なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合。

第13条 (連帯保証人)

乙は、賃借人としての保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条 (管轄裁判所)

本契約に起因する紛争が生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条 (和議)

本契約にまつい争い等が生じたときは、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条 (特約条項)

1. 賃料については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする。
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新しなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

前記の契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸 賃 人 住 所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

代表取締役 谷脇 道生 氏名

貸 賃 人 住 所

飯能市岩沢79-2

内沼 博史 氏名

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

代表主任者 登録番号 () 第

号 氏名

234

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4名)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年 7月 / 日から 2021年 6月30日迄の2年間とする。				
振込先	口座	名義	■		
名称	色	登録番号	■	■	■

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこととする。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用せたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せず即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年 5月 13日

貸主(甲) 住所 氏名 ■■■■■
 所在地 埼玉県飯能市仲町2-1
 商号 全平沼株式会社
 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 氏名 ■■■■■
 〒357-0023
 飯能市岩沢 729-2
 内沼博史

電話番号 042(972)6432
 ご自宅 ()
 お勤め先 () (社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分
(該当する経費の番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】
1:調査研究費 2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】
3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日: 02年05月26日 支出額: 990円
百万 千 円
 ※政務活動費を充当した金額を記載

使 途: フロアマット等
 1,100 × 0.9 = 990
 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄 ③ フロアマット、モップ

お客さま名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書 兼 領収書

ダスキンの店フランチャイズ(受託営業)
ダスキん 川口
 株式会社ダスキん川口
 〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
 TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年5月26日 次回訪問日 6月23日 B火
 取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数	金額		納品数	金額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495					
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	605	1	605					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収金額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
	(10%) 1,100	100	1,100

伝票 NO.0002087155

DUSKIN

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号			48
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> □2年 □5月 □26日 </div>								
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">□</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">□</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円 </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>	□	□	5	4	0	0	0	0
□	□	5	4	0	0	0	0		
使 途	5月分 事務所 賃借料								
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 様								

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 番 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
物件の所有者	(住 所) 	(氏 名) 			
(2) 賃借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円		
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	札 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払 持 参 先 (住所) (氏名)			
振 込 先 口座 No. (フリガナ) 口座名義人 		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)			
翌月分を毎月末日迄の前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。		金 60,000 円			

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 31 月 4 月 17 日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ)	〒	〒		〒 267-0062	
住 所				本庄市小島南2-4-7	
電 話 番 号					
(フリガナ)				飯塚 俊彦	
氏 名					
(フリガナ)	〒	〒		〒	
連帯保証人・丙	(住所)	(住所)		(住所)	
	(氏名)	(氏名)	印	(氏名)	印
	(電話番号)	(電話番号)		(電話番号)	
媒 介 業 者			媒 介 業 者		
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号		
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地		
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号		
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印	
電 話	0495-21-1155		電 話		
F A X	0495-22-6304		F A X		
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)		
登 録 番 号			登 録 番 号	() 第 号	
氏 名			氏 名	印	

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

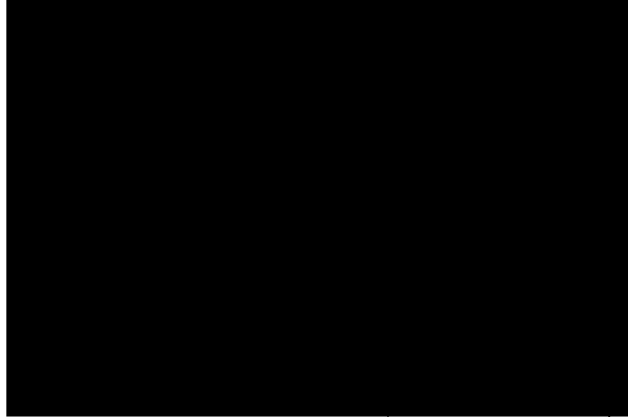
<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 5 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

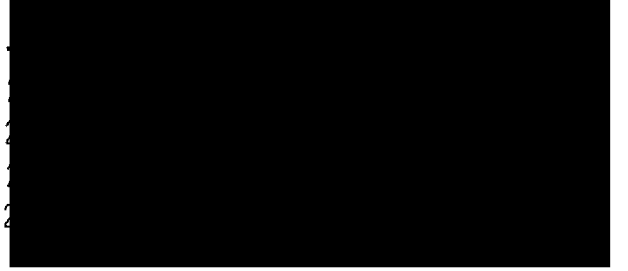
※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所・駐車場 賃借料 (令和2年6月分)</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
-----	----------------------------------	--

領収書等貼付欄

逢澤 圭一郎
埼玉県議会自由民主党議員団


20--5-27チヨリヨウトウ 68,000



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5						
		名称	加藤コーポラス						
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上	4階	地下	0階建
		種類	マンション						
本件住宅	部屋番号	1階		0101号室					
	間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)					
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間								
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント					
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う					
		円	金融機関	[REDACTED]					
		円	支店名						
		円	種別・口座番号						
	月額合計	62,500 円	口座名義人						
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)							
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)							
	解約引金	円	償却金	円					
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)							
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)							
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。								
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>								
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]							
	住所	[REDACTED]							
賃借人 (乙)	フリガナ	[REDACTED]							
	氏名	[REDACTED]							
賃借人 (乙)	〒	[REDACTED]							
	住所	[REDACTED]							
	フリガナ	イ サリ ケイ ケイ							
	氏名	澤澤 五一郎							
	生年月日	昭和50年 9月 16日							
賃借人 (乙)	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]				
	勤務先	埼玉県議会		所属部署					
				電話番号	088-824-2111				

自動車駐車場一時使用契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年 5月 23日

駐車場所在地		埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5				
名称		加藤コーポラス		駐車区画	■	
契約期間		令和元年 06月 01日 から 令和03年 05月 31日 までの 2年 〇ヶ月間				
解約通知		解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)				
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)				
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		支払方法	オリエント	
	金融機関	■		支店名	■	
	種別・口座番号	■		口座名義人	■	
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)				
一時金	礼金	〇円(駐車料の税抜金額の 〇ヶ月分、消費税別途)				
	更新料	〇円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)				
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。					
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。					
賃貸人 (甲)	住所	■				
	フリガナ	■				
	氏名	■				
賃借人 (乙)	住所	■				
	フリガナ	イサワ 伸一郎				
	氏名	伊沢 伸一郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	■		携帯電話番号	■	
	勤務先	埼玉県議会		所属部署	■	
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	■			続柄	■
	氏名	■			電話番号	048-824-2111
	自宅電話番号	■		携帯電話番号	■	
	勤務先名称	■		電話番号	■	
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車		登録番号	■	
	メーカー名	スズキ	車名	エブリイ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス			居室番号	■
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1 048-498-6161		仲介人	埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイテイ 代表取締役 加藤 英 泉		

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジー
川口営業所 営業所長

消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

＜お支払例＞ ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 (参考) 月額駐車料 5,400円 (駐車料 5,000円 消費税 400円)

↓

新たなお支払額 (参考) 月額駐車料 5,500円 (駐車料 5,000円 消費税 500円)

◆ お支払方法について

＜①お振込の場合＞

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

＜②自動送金をご利用のご契約者様の場合＞

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

＜③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落としさせていただきます。

＜④保証会社の引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落としさせていただきます。

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信昭 [REDACTED]

(X-カー車種)三菱 EKワゴン シルバー

(ナンバー) [REDACTED]

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人が指定した車輛のみ駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月/日から平成31年3月3/日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべきからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301

氏名 小島信昭

整理番号 49

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p> 2 年 5 月 27 日</p>	<p>支出額</p>	<p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: large; text-align: center;"> 6 4 5 2 8 </p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">本所事務所家賃</p> <p style="font-size: large; margin-left: 20px;">$80,660 \times 0.8 = 64,528$</p>
------------	--

領収書等貼付欄

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13			*
14			*
15			*
16			*
17			*
18	02-05-27 .送金	*80,000 IB 	*
19	02-05-27 .	*660 手数料	*
20			*
21			*
22			*
23			*
24			*

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
	所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
	構造	木造・ <u>(鉄骨造)</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
	種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月	
	面 積	29.75 m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)			家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■ ■■■■■

管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会		
所在地	339-0057 さいたまま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	■■■■■	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 ■■■■■) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	
	する保証	主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 〒339-0074 さいたま市岩槻区本宿298-5	
連帯保証人	氏名 小島信昭	TEL 048-790-1100
	住所 〒339-0057 さいたま市岩槻区本町5-5-12	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号	大臣知事()第 号
	免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	()第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

		4	2
--	--	---	---

 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 日	0	2	0	5	2	7	
0	2							
0	5							
2	7							
支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 円 <small>百万 千</small> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使途	6月分事務所賃借料							
支出先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)更新

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 様一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
 顕著に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 添付した貸借事務所図面に基く場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 鴻巣市東3丁目11番18号(住居表示)	
建物	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・面給メツキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月
面積	31.77㎡	平成12年12月
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公営下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・ 未受益	月額 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	(賃料 ヶ月)	円	円	附属 施設料	円
保証金	(賃料 ヶ月)	債却	毎年1.5分の1ずつ償却 するものとする。(保証金 の補填はしない。)		円

その他の条件

貸与する鍵	鍵No. 本 数	室前玄関	北出入口	ポストの鍵	本 数
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。				
賃料等の支払方法	[] 込 (振込手数料は借主の負担とする。)				
	[] 持 参 先				
	[] 口座引落 貸主会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 様一
(自宅) TEL []
(事務所) TEL 048-5411-8110 (会社名・部署名)
(携帯) TEL []

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
管理業者	前号又は名称 []
所在地	〒 [] TEL []
賃貸住宅管理業者登録制此登録番号	国土交通大臣()第 []号
(一括)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	[]
管理担当者	氏名 [] <small>(賃貸不動産経営管理士：登録番号 []) <small>※貸主が当該賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 <small>※貸主が当該賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載</small></small></small>

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	------------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 [] 住所 []
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 家賃債務保証会社 <input type="checkbox"/> 会社の提供する保証 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の準備作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号			4	3
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">5</td><td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">7</td><td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	0	2	年	0	5	月	2	7	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円						352
0	2	年	0	5	月	2	7	日													
百万	千	円																			
		352																			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>6月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38042	02-05-27	11:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0005

サイタマケツキ"カイキ"イン ナカヤツキ リ様

ご依頼人

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400040

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3/
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円				7	0	29
百万	千	円										
7	0	29										

使 途	馬車場代(6分)
-----	----------

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7.810 × 2/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ル マサ

入出金明細

照会範囲：2020年05月28日～2020年05月28日 照会件数：2件

2020年07月01日 11時34分29秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2020年05月 28日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ	■■■■■

全件数：2件

整理番号 37

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 5 月 28 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">百万</td> <td style="border: none;">千</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">2360</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	6	2360
百万	千	円							
1	6	2360							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 6月、7月事務所賃賃料

$90,200 \times 0.9 = 81,180 \times 2$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38806	02-05-28	17:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証		

お振込明細またはご案内 電話

お受取人
第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
か)ヒラノヨウジ様 6月分

ご依頼人
マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 500007	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38803	02-06-29	16:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証		

お振込明細またはご案内 電話

お受取人
第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
か)ヒラノヨウジ様 7月分
登録番号 0002

ご依頼人
マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 500005	

※ ④ 等々 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※按分した場合は、積算方法を茶臼に記載すること。

ない足りぬを

ハ○い合

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	/
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	正面入口			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称	貸主にて自主管理	株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商事	TEL
		代表取締役 張	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677
	商号又は名称	株式会社MARUWA
	代表者の氏名	田中 茂穂
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号
	免許年月日	平成29年3月16日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[REDACTED]
	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する 事務所名	株式会社MARUWA
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 28

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	2 年 5 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務活動に使用可能な割合が 9/10 以上であるため</p> <p>事務所費(家賃)6日分</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****00000
取扱店	お取引日	時刻
56704	02-05-28	10:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電 信
登録番号 0002		
子ハ タツヤ様		
電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 280001		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

(振込手数料)

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

加須市 6号加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED]
[REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 0055

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 5 月 28 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">77</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">60</td> </tr> </table>	百万	千	円		77	60
百万	千	円							
	77	60							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所廃棄物処理</p>
-----	---

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会自由民主党議員団

計量書兼領収書

計量書兼領収書

日 付	2020/05/28	区分	搬入	No.	21
カート・車番					
業 者	52 一般事業所				
市 町 村	1 本庄市				
ごみ種別	11 可燃ごみ				
搬入別	1 自己				

日 付	2020/05/28	区分	搬入	No.	16
カート・車番					
業 者	51 一般家庭				
市 町 村	1 本庄市				
ごみ種別	11 可燃ごみ				
搬入別	1 自己				

	重 量	金 額	計量時刻
実車重量	1,150	kg	9:00
空車重量	770	kg	9:07
正味重量	380	kg	
手数料	7,600 円		

	重 量	金 額	計量時刻
実車重量	1,190	kg	8:55
空車重量	1,150	kg	8:59
正味重量	40	kg	
手数料	160 円		

上記金額を領収いたしました。

令和2年05月28日

埼玉県議会自由民主党議員団
収入事務受託者

上記金額を領収いたしました。

令和2年05月28日

埼玉県議会自由民主党議員団
収入事務受託者

かるような記載)。

小山川クリーンセンター
〒367-0024 埼玉県本庄市東五十子151-1



TEL 0496-22-8200

小山川クリーンセンター
〒367-0024 埼玉県本庄市東五十子151-1



TEL 0496-22-8200

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="40"/></td> <td><input type="text" value="000"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="000"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="000"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所使用料 5,000</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため $5,000 \times \frac{1}{10} = 4000$</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

領収書

No. 448

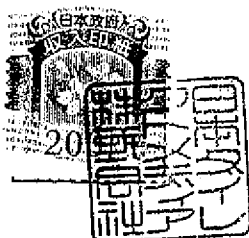
領収日 2020年05月29日

関根信明 様

金額 50,000 円

20年6月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0822 埼玉県さいたま市西区日進町2-544-1
 埼玉NPOハウス



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2020年05月28日

請求書番号 : 447

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市西区日進町2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年6月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

		24
--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td></tr> </table> 日	0	2	0	5	2	9	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			1	5	8	4	0
0	2															
0	5															
2	9															
		1	5	8	4	0										

使 途	<p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center; font-size: large;"> 駐車場代〈職員1名客3〉 $17600 \times 0.9 = 15840$ </p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012138

松澤正 県議会議員事務所
 代表 松澤正 様

令和 2 年 5 月 29 日
平成

金額	百万	千	円	17600
----	----	---	---	-------

但大春駐車場 駐車料金 6月分 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3	5
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 5月 31日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>100</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		8	100
百万	千	円							
	8	100							

使 途	馬主車場代 $9,000 \times 0.9 = 8,100$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

$¥ 500 \times 18日 = 9,000$

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

				-	
--	--	--	--	---	--

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

令和 2 年 5 月 31 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金9,000円也

上記、正に領収致しました。

令和2年5月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣



整理番号 0035

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	02 年 06 月 01 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">15</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		15	000
百万	千	円							
	15	000							

使 途	マテリアリティ
-----	---------

領収書等貼付欄

明細別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

20000 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2020年06月01日～2020年06月01日 照会件数：1件

2020年07月01日 11時34分45秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年06月 01日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件

自動口座振替のご案内

請求書番号 2004500611

高橋 政雄 様

【お問い合わせ先】
セコム株式会社
東浦和営業所
〒336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2020年05月07日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2020年06月01日

セコム株式会社



お知らせ	
通信欄	

【明細】

(1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象／ご請求内容	発生日／対象期間	本体価格／税額	合計金額
		事務室 様 ご契約料	2020/05/01～2020/05/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

整理番号 0012

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	02年 06月 01日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">543</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">96</td> </tr> </table>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃料 5月分</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(60000+440) × 0.9 = 54396</p>	
-----	--	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48252	02-06-01	17:42
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 円 円		円

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

お受取人	お振込明細またはご案内	電話
ご依頼人	サイタマケソツソキ オカワ 普通 6203661 1) ハツモツムツヨ様 登録番号 0006 コクホケソイチ セイムカットウツムツヨ様	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	電話番号 0493814896	
	取扱番号 500006	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、④発行日、⑤宛名、⑥金額、⑦金額の記載がない場合、〇〇代として「など何に支出されたか分かるような記載」、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 55

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">715</td> </tr> </table>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">ダスキンレンタル代</p> <p style="font-size: large; margin-left: 200px;">$1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

お客さま名 XXXXXXXXXX 5000 4875 7466 4308
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

株式会社ダスキンサークル
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目575-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2020年 6月 1日 次回訪問日 2020年 6月 29日 取引現金 No. 100284498600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	1	770				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

印紙
別用紙
貼付

USKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			38
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2012年 6月 2日	支出額	百万 千 円 12,890
-------	-------------	-----	------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃等維持管理費
-----	----------

領収書等貼付欄

領収書別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$12,100 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 3 8 - 2

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズ「スター」加盟店

納品・請求書
兼領収書

(8003838)

048-873-4369

お客さま名 XXXXXXXXXX
高橋 政雄 様

さいたま市緑区大字中尾
270

発行日 2020年 6月 2日 次回訪問日

取引 現金

株式会社スター
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-1
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889
No. 100236794500

商品・サービス内容	契約数	納品		納品・回収		納品金額	納品金額	納品金額	納品金額	納品金額	納品金額	納品金額	納品金額	納品金額
		納品	回収	納品	回収									
家事おてつだいサービス一式	1			1		12100								

印紙
500円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後	消費税 訂正後	合計金額 訂正後	領収金額 訂正後
	11,000	1,100	12,100	12,100

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

DUSKIN
DUST-REMOVING

整理番号 110 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">06</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">480</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円				1	06	480
百万	千	円										
1	06	480										

使途	<p>事務所家賃(6月分)</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">$133100 \times \frac{8}{10} = 106480$</p>
----	---

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

森田明 県政事務所様 令和2年6月3日

★ ￥ 133,100 -

但 森田ビル201貸賃料(令和2年6月分)

上記正に領収いたしました

※領収 (記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

10-2

事務所賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県越谷市越ヶ谷 2-8-24		
	名称・階数	森田ビル 2階 201号室		
	面積	約 10.7坪		
	構造	鉄骨造陸屋根 3階建て		
賃料	(法定消費税 8,580円別途) 月額 107,000円	管理費 共益費	(法定消費税 1,120円別途) 月額 14,000円	
保証金 敷金	(法定消費税.....円別途) 金 321,000円	礼金	(法定消費税.....円別途) 金 〃 円	
<input type="checkbox"/> 本証をもって預かり証とする <input type="checkbox"/> 別紙預かり証を発行する				

貸主、 (以下、「甲」という) と、借主、浅井 明 (以下、「乙」という) は、次の建物の2階事務所部分 (以下、「本事務所」という) について、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は、本事務所を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。乙は、本事務所を「県政事務所」のために使用し、他の用途に使用しない。

第2条 (期間)

賃貸借契約は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの3ヶ年間とする。

第3条 (更新)

- 1 甲が前項の期間満了の6ヶ月前までに、又乙が前項の期間満了6ヶ月前までに、各々相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない場合は、この契約は自動更新される。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合において、その事前又は事後に甲が賃貸借契約書の書き替えを求める時は、乙はこれに応じなければならない。

第4条 (賃料及び共益費)

賃料は、月額金 107,000 円 (法定消費税別途) とする。但し、1ヶ月に満たない賃料及び共益費は日割り計算により算出する。
乙は、本事務所の共用部分の維持管理に必要な共益費として月額金 14,000 円 (法定消費税別途) を賃料と共に支払うこととする。
翌月分の賃料及び共益費等を毎月 27 日までに、甲宛に持参又は送金して支払う。送金費用は乙の負担とする。

第5条 (賃料の増額)

甲は、賃貸借期間の開始日から起算して3ヶ年経過する毎に、乙と協議の上、賃料及び共益費を増額することができる。

第6条 (費用の負担)

本事務所に対する公租公課は甲が負担し、本事務所の清掃費、電気、ガス、水道の使用料その他通常借主の負担とされる費用は乙が負担する。

第7条 (敷金)

- 1 乙は甲に対し負担する賃料その他の債務の履行を担保するための敷金として金321,000円を賃貸借契約締結時に、甲に預託する。
- 2 敷金は無利息とする。
- 3 乙は、敷金返還請求権を、第3者に対し譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- 4 乙は、敷金を預託していることを理由に、甲に対し負担する賃料その他の債務の支払いを拒むことができず、又、敷金返還請求権をもって、甲に対し負担する賃料その他の債務につき相殺を主張することができない。

第8条 (敷金の返還・補充)

- 1 甲は、乙に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、乙は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。
- 2 甲は、この契約が終了し乙が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、甲の住所又は甲の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を乙に返還する。

第9条 (遵守義務)

- 1 乙は、本事務所を善良なる管理者の注意義務をもって、占有、使用しなければならない。
- 2 乙は、本事務所において、危険、不潔、喧騒その他近隣の者に迷惑を及ぼす行為及び犬猫等の動物の飼育をしてはならない。
- 3 乙は、敷地、通路、廊下、階段その他の共用部分に私物を置いたり、これを私的に利用してはならない。
- 4 乙は、甲が定める館内使用規定その他の指示事項を厳守する。

第10条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による予めの承諾がなければ、次の行為をしてはならない。

- ① 名義の如何を問わず他に対し、賃借権の全部又は一部を譲渡若しくは担保に供し、本事務所の全部又は一部を転貸し、又は経営の委託、委任等のこれらの類似行為をなすこと。
- ② 本事務所の全部又は一部につき、他人を同居させ、又は乙以外の在宅名義を表示し若しくは乙以外の連絡場所に使用すること。
- ③ 第1条2項に定めた本事務所の使用目的を変更すること。

第11

乙は

申込

費用

①

②

③

④

第12

1 甲

要

措

り

2 前

第18

乙は

所、

第14

乙は

第15

1 本

は

2 甲

費

3 乙

床

第16

乙若

その

は直

償を

第17

乙が

翌日

第11条 (原状の無断変更の禁止)

乙は、次の行為をするときは、予め設計図、配線図、配管図等の図面を添付した書面で申込み、甲の書面による承諾を得なければならない。但し、次の行為をするにつき必要な費用は乙の負担とする。

- ① 造作、間仕切り、内装等を新設、付加又は変更すること。
- ② 電気、ガス、水道、冷暖房等の設備を新設、付加又は変更すること。
- ③ 重量物又は電気容量の大きい機器を設置又は増設すること。
- ④ 本事務所の外部に乙の氏名その他のものを標示し（但し通常の規模の表札を除く）又は看板、広告設備その他のものを設置すること。

第12条 (立ち入り点検)

- 1 甲又は甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防火、防犯、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め乙に通知した上で、本事務所内に立ち入り、点検修理その他必要な措置をすることができる。但し、緊急を要するときは、事後速やかに乙に報告すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合、乙は、甲に協力しなければならない。

第13条 (通知義務)

乙は、乙又は連帯保証人の商号、本店所在地、代表者、若しくは営業内容又は氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更が生じたときは、直ちに、甲に書面をもって通知する。

第14条 (付保)

乙は、本事務所内の備品その他の物件について、損害保険に加入しなければならない。

第15条 (修繕)

- 1 本事務所が毀損、汚損、故障その他の事由により修繕を要する箇所が生じたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知する。
- 2 甲は、建物の本体及び甲が設置した建物付帯設備本体の維持保全に必要な修繕を、その費用を負担して行なう。
- 3 乙は、本事務所内の照明器具、コンセント、ガラス、その他の付属品の修繕、壁・天井・床等の小修繕、その他前項に定める以外の修繕を、その費用を負担して行う。

第16条 (滅失・毀損等の損害賠償)

乙若しくはその代理人、使用人、補助者、代行者、又は乙への訪問客若しくは顧客が、その責に帰すべき事由により本事務所を滅失、毀損、汚損又は故障させたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、かつ甲の請求に従い直ちに原状回復、修繕又は損害の賠償をしなければならない。

第17条 (債務の遅延損害金)

乙が甲に対する賃料その他の債務の支払いを遅滞した時は、甲は、遅滞金額に対し期限の翌日から支払い完了の日まで年20%の割合による遅延損害金を請求することができる。

第18条 (契約の解除・違約金)

- 1 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は何らの催告を要しないでこの契約を即時解除できる。
 - ① 賃料の支払いを2回以上遅滞したとき。
 - ② 賃料の支払いをしばしば怠ったとき。
 - ③ 滞納処分、強制執行、保全処分、銀行取引停止処分若しくは刑事処分を受け、破産、和議、会社更生の申し立てがあるなどして契約締結時の信頼関係を失ったとき。
 - ④ 賃貸借の申込みの際、乙若しくは連帯保証人の商号、代表者、役員、営業内容等若しくは氏名、住所、職業、勤務先、所属団体等について虚偽の申告をし、不正な手段によりこの契約を締結したとき。
 - ⑤ 営業に違法があり監督官庁の摘発を受けたとき。
 - ⑥ 暴力団、過激な政治活動集団その他反社会的と認められる団体の構成員となったとき、又はその構成員として本事務所及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったとき。
 - ⑦ 次条第1項の予告をせずに又は予告に代わる金員の支払いをしないで本事務所を明け渡したとき。
 - ⑧ その他、この契約に定める乙の義務に違反したとき。
- 2 前項に基づきこの契約が解除された場合は乙は、違約金として6ヶ月分の賃料に相当する金員を甲に支払わなければならない。

第19条 (中途解約)

- 1 乙がこの契約を賃貸借期間中の中途において解約しようとするときは、乙は、3ヶ月前までに、書面をもって甲に予告しなければならない。この場合、予告のあった日より3ヶ月間経過した日にこの契約は終了するものとし、乙は同日まで本事務所を使用すると否とにかかわらず、賃料の支払いその他この契約に基づく一切の義務を履行しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、予告に代えて3ヶ月分の賃料に相当する金員を支払うことによって、即時にこの契約を解約することができる。
- 3 一旦なした解約予告の撤回及び延期は、甲の書面による承諾がなければその効力を生じない。

第20条 (特殊な終了事由)

- 1 天災地変、火災その他甲の責に帰することのできない事由により本事務所が滅失、毀損し使用不能となったときは、この契約は、将来に向って当然に消滅する。
- 2 公法上の収用その他甲の責めに帰することのできない事由により本事務所の明け渡しを要するときは、甲は何らの催告を要しないで、この契約を解除することができる。

第21条 (原状回復・明け渡し)

- 1 賃貸借期間の満了、解除その他の事由によりこの契約が終了したときは、乙は、契約終了と同時に、本事務所を原状回復して無条件で明け渡さなければならない。
- 2 前項の原状回復とは、この契約締結時の本事務所の状況に復帰、回復することをいい、乙は、自己の費用をもって、甲の承諾を得て設置した設備、造作その他の物件を撤去し、

3
4
5
第2
1
月
2
3
第2
こ
表
第2
こ
主
特第
1.
2.
3.

本事務所の破損箇所を修理しなければならない。但し、甲の承諾を得た物件については、甲に無償譲渡して残置させることができる。

- 3 乙が前項の原状回復の処置をしないときは、甲は、乙の費用負担において原状回復の処置をすることができる。但し、乙が残置した物件については、乙が甲に無償譲渡したとみなして、甲はこれを任意に処分することができる。
- 4 乙がこの契約終了と同時に本事務所の明け渡しをしないときは、乙は、契約終了の翌日から明け渡し済みに至るまでの賃料の倍額の割合による遅延損害金及び明け渡し実現のために、甲が出損する弁護士費用等の一切の費用を甲に支払わなければならない。且つ、明け渡し遅延に基づき甲が新賃借人その他の者に対し損害賠償義務を負担するときは、この甲の損害をも賠償しなければならない。
- 5 明け渡しに際し、乙は、必要費及び有益費の償還請求、造作等の買取請求、移転費用その他名目の如何を問わずに甲に金銭その他の請求をしない。

第 22 条 (連帯保証人)

- 1 乙の連帯保証人は [redacted] とし、この契約に基づく乙の債務を連帯してその債務の履行を保証する。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合は、更新後の契約についても乙は遅滞なく [redacted] の保証を受ける更新手続きをとることとする。
- 3 [redacted] が行為能力又は弁済の資力を失ったときは、乙は直ちに別の保証人を立てなければならない。

第 23 条 (合意管轄)

この契約に関し当事者間の紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 24 条 (信義誠実)

この契約につき定めのない事項が生じ又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、当事者は、互いに協議の上信義に従い誠実に処理する。

特約条項

- 1 本契約を更新する際、更新料として乙は甲に新賃料の 1 ヶ月分を支払うものとする。
- 2 乙は甲に無断で建物敷地内にもものをおくことはできないこととする。但し甲の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合乙は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。甲は乙に対し書面により承諾することとする。
- 3 看板を使用する場合は、別途で毎月 5,000 円 (法定消費税別途) を支払う事とする。

【賃料等の振込先】



10-7

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙各自署名又は記名捺印の上、甲及び乙は、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (貸主)

住所



氏名



乙 (借主)

住所

埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名

浅井 明



仲介人

〒340-0011
住所 埼玉県草加市栄町3丁目4番6号

氏名 国土交通大臣(4)第6029号
株式会社 ベストハウジング
代表取締役 八巻 康雄



TEL 048-930-2581

取引士

登録番号



整理番号

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

政務活動費 領収書等貼付用紙^{ちょうふ}

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日	支出額	百万 千 円 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
-------	-------------------	-----	-------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所看板使用料(6月分) $5500 \times \frac{8}{10} = 4400$ 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

浅井明 県政事務所 様 令和 2 年 6 月 3 日

★ ¥ 5,500-

但 森田ビル201 看板料 (令和2年6月分)
上記正に領収いたしました

※発行、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記する。)、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

うな記載)

整理番号 112 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">2年 6月 5日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">1 4 2 4 0</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---	-------------------------

<p>使 途</p>	<p>事務所 更新料 更新事務手数料</p> <p style="text-align: center;">$117,700A + 58,850A = 176,550A \times \frac{8}{10} = 14,1240$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
50609	02-06-05	17:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥176,550	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (円) (千円) (円)		

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 **武蔵野銀行**
松原支店
普通 0215163
カ.ハ"ストハウツ"ック"様
登録番号 0003

お依頼人 **アサイアキラ** セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 600016

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 12 - 2

2020年4月30日

御 請 求 書

浅井 明 様

埼玉県草加市栄町3-4-6
株式会社ベストハウジング
Tel.048-930-2581(代)

下記の通り御請求申し上げます。

税込合計金額		176,550 円	
科目		金額	消費税
更新料		107,000	10,700
更新事務手数料		53,500	5,350
	合計	176,550	

振込手数料はお客様ご負担になります。

下記口座に5月30日までにお振込みくださいませ。

物件名 森田ビル 201号室

【振込先】 武蔵野銀行 松原支店 (普通)215163
口座名義 カ)ベストハウジング

整理番号 0014

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">02</div> 年 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">06</div> 月 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">10</div> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">467</td> </tr> </table>	百万	千	円			467
百万	千	円							
		467							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">6月分清掃用フロアモップレンタル料</p> <p>政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

タスキンフランチャイズ加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-8
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

発行日 2020年 6月 10日 次回訪問日 2020年 7月 8日 取引 現金 No.100161264500

商品サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品		納 品 回 収 訂 正		備 考
				納品	回収	金額	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費 税	合計金額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当 者 名
XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 / 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	 2 年 6 月 1 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">40000</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	40000
百万	千	円							
	5	40000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料7、8、9月</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	--------------------------------

領収書等貼付欄

領 収 証

あらい-徳事務所様 2年 6月15日

★	760,000.00
---	------------

但 駐車場代
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)
内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103
横山果樹園 横山 功
TEL 048-591-3947

登録番号 _____ 661018

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>														
<p>支出年月日</p>	<p>2年6月18日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円									
百万	千	円													
<p>使 途</p>	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">$385 \times 0.9 = 346.5$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>														
<p>領収書等貼付欄</p>															

領収書

2020年06月18日 10:56 No.2007262

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
 住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20200618
 順番: 015-00
 取置き場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
 下記の通り受領致しました。

アクセスマット 灰ACHS
 1 @350 ¥350

小計: ¥350
 消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
 お問合せ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 集金日: 0
 ルート: C3105
 次回ルート: C3105
 営業担当: XXXXXXXXXX
 配達担当: XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 -

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="21"/> 日
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;"> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/> 円 </p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;"> 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $73425 \times 0.9 = 66,082$) </p>
<p>使 途</p>	<p>事務所更新費用</p>
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社アットホームズ</p>

上記のとおり支出しました。

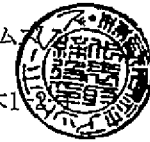
支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



〒369-0314
埼玉県児玉郡上里町三町859

発行日 2020年6月8日

株式会社 アットホーム
〒367-0042
埼玉県本庄市けや木1



齊藤 邦明 様

TEL : 0495-24-6688

契約更新の御案内 兼 御請求書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りありがとうございます。さて、現在ご契約いただいております物件の契約満了日が近づいてまいりました。契約更新の条件ならびに費用につきまして、下記の通りご案内申し上げます。内容をご確認の上6月30日までにお振込み下さいますようお願い致します。お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します。現金でのお預かりは出来ませんので、ご了承下さい。

物件名	コーポ三町	部屋番号	102
契約終了日	2020年08月24日	御契約者様	齊藤 邦明 様
新契約期間	2020年08月25日 ~ 2022年08月24日		

御契約内容					8月分賃料御請求額	
項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容		更新月請求額	
	金額	消費税	金額	消費税	金額	消費税
家賃	44,500 円	4,450 円	44,500 円	4,450 円	44,500 円	4,450 円
共益費	2,000 円	200 円	2,000 円	200 円	2,000 円	200 円
定額水道料	2,000 円	0 円	2,000 円	0 円	2,000 円	0 円
合計	53,150 円		53,150 円		53,150 円	

更新費用内訳		
項目	金額	消費税
更新料	44,500 円	4,450 円
更新事務手数料	22,250 円	2,225 円
合計①	73,425 円	

必要書類			
書類名	契約者	入居者	保証人
火災保険申込書写し	1		

未収金額		
項目	金額	消費税
合計②	0 円	

備考	
※支払方法: 銀行振込み	

御請求金額 ①+②	73,425 円
支払期日	2020年06月30日

※振込明細書を領収証の代わりにさせていただきます。

銀行名	群馬	支店名	本庄南
口座種別	普通	口座番号	0368354
フリガナ	カアットホームズ		
名義人	株式会社アットホームズ		

整理番号 4 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 2 年 6 月 22 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	396
百万	千	円							
	54	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(7月分)</p> <p>(送金料を含む)</p>	<p>$60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄 60,000 + 440(送金料) = 60,440

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-06-22	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N150	*60,000	
	残高	
送金料金	*440円	
振込予定日	02-06-22	
タクウチ マサフミ		


ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

※領収書等には、①年月日、②金額、③振込先、④発行日など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 



整理番号 13

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 2年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 6月 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 3日	支出額	<table style="border: 1px solid black; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center; font-size: large;">フロアマット等</p> <p style="text-align: center;">1,100 × 0.9 = 990</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>③ フロアマット、モップ</p>
--	---------------------

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンの店フランチャイズパートナー様

ダスキん 川口
 株式会社ダスキん川口
 〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
 TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年6月23日 次回訪問日 7月7日 B火

商 品 名	契約数	前回数	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495				
BSH ハーシクマット	RRRRR	1	605	1	605				

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002093893

<p>受領サイン</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	<p>担当者名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; background-color: black;"></div>
--	--

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 34

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">495</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		495	00
百万	千	円							
	495	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務活動に使用可能な割合が、9/10以上あるため</p> <p>事務所費(家賃)7月分 $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017				
取扱店	お取引日	時刻		
56706	02-06-24	09:31		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥55,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		ATM認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

〒111 タツヤ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

55.000

0 [振込手数料]

55.000

用紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

加須市 加須 加須 加須

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [Redacted] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [Redacted] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 / 2

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	02年06月25日	支出額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8080</td></tr> </table>	百万	千	円	1	2	8080
百万	千	円							
1	2	8080							
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>									

使 途
 事務所家賃(7日分) $155,100 \times 0.8 = 124,080$
 〃 駐車場(〃) $5000 \times 0.8 = 4,000$
政務活動に使用する割合が80%以上であるため

領収書等貼付欄
 飯能信用金庫 名義人 内沼博史

普通預金 ↑

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
2 02-6-25	送金	20,000	ヒラマ(カカリク)カ	XXXXXXXXXX
3	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
4 02-6-25	送金	155,100	メイク(カ)	XXXXXXXXXX
5	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
6	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
7	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
8	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
9	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX
0	XXXXXXXXXX			XXXXXXXXXX

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

注、UHFテレビ受信機にかかるような記載がない場合は、余白に補記すること。
 〃 駐車場代 5000円分 20000円
 内消費税 5200円

事務所賃貸借契約書

貸主 マイクベター ㈱ (甲)と、借主 内沼博史 (乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在地 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2018年6月1日から

2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。

3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

賃料は1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別)

とし、駐車場代1台分金6000円 (消費税別)とし、甲に対して毎月末日ま

に送金して支払うものとする。振込手数料

は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。

但し、水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益

費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

甲は、乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。

2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、

前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。

乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

第4条では、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)

甲は、本件賃借権を譲渡し、第三者には、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡、本件建物の模様替え、造作もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条 (契約の解除)

甲は、前項の事由に該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 甲が破産、仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 甲が賃料の支払を怠れば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲の信用関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 甲が1ヶ月以上連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 甲が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団員と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条 (契約の解約)

双方の都合により本契約を解除する場合は、期間終了と同時期に甲立会いのもと、甲にお互いに通知し、期間終了と同時期に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。

2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条 (契約の消滅)

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条 (原状回復義務)

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明け渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明け渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せられたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払う。なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合。

第13条 (連帯保証人)

乙は、賃借人の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して責任を負う。

第14条 (管轄裁判所)

本契約書が有効な地域に所在するときは、飯館簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条 (争い)

本契約に定められた事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条 (特約条項)

1. 賃料については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする。
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万が一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

締結し、甲、乙、丙の契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸 貸 人 住 所 飯能市双柳373-12-1F

メイクペター(株)

代表取締役 谷脇 道生

貸 貸 人 住 所

飯能市岩永729-2

内沼 博史

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

号 取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

賃借人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10		
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。		
振込先	口座	名義	
名称	色	登録番号	

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所

氏名

所在地

商号

電話

紹介者

(甲)代理人

借主(乙)

住所

氏名

電話番号

ご自宅

お勤め先

(社名)

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料は乙の負担とする。

第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第 3 条 指定車以外の車を置いてはならない。

第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転賃をしてはならない。

第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理すること。

はならない。

第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。

第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。

但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

埼玉県飯能市仲町2-3
全平沼株式会社

042(972)7800

〒357-0023

飯能市岩沢729-2

内沼博史

042(972)6432

整理番号 68

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 6 月 <input type="text"/> 26 日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			4	4	0	0
		4	4	0	0				

<p>使 途</p>	<p>駐車場代(本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
------------	---

<p style="font-size: 24px;">領 収 証</p> <p style="font-size: 24px; margin-top: 20px;">小島信昭様</p> <p style="font-size: 24px; margin-top: 20px;">★ 5,500 円</p> <p style="font-size: 24px; margin-top: 20px;">但 7 月分</p> <p style="font-size: 24px; margin-top: 20px;">上記正に領収いたしました</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2 年 6 月 26 日</p>
<p>内 訳</p> <p>税抜金額 _____</p> <p>消費税額等(%) _____</p>	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

№

DATE

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)

(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(X-カー・車種)三菱 eKワゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 稼置区画分 ([])

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー: スズキ 車種: エアウェイゴン ナンバー: []
指定車庫内には、賃借人が指定した車庫のみを駐車する。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月3 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償義務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人: 住所 []

氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1

氏名 小島信昭

整理番号 70

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2 年 6 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">528</td> </tr> </table>	百万	千	円	6	4	528
百万	千	円							
6	4	528							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>本町事務所家賃 $80,660 \times 0.8 = 64,528$</p>
-----	--

<p>13 [REDACTED]</p> <p>14 [REDACTED]</p> <p>15 [REDACTED]</p> <p>16 [REDACTED]</p> <p>17 [REDACTED]</p> <p>18 [REDACTED]</p> <p>19 02-06-26 .送金</p> <p>20 02-06-26 .</p> <p>21 [REDACTED]</p> <p>22 [REDACTED]</p> <p>23 [REDACTED]</p> <p>24 [REDACTED]</p>	<p>小島信昭</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p>* * * * * * * * * *</p> <p>*80,000 IB [REDACTED]</p> <p>*660 手数料</p> <p>* * * * * * * * * *</p>	<p>すること。</p> <p>* * * * * * * * * *</p>
---	---	---

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・照引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し面に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
	種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月	
	面 積	29.75 ㎡			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)		家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)			
その他の条件				
貸与する鍵	鍵 No.			
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払います。		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理者	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会
所在地	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	■■■■■ (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ■■■■■) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理 : (有) 宝来屋不動産商会

31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 〒339-0074 さいたま市岩槻区本宿298-5	
連帯保証人	氏名 小島信昭	TEL 048-790-1100
	住所 〒339-0057 さいたま市岩槻区本町5-5-12	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	(有) 宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	(有) 宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 40

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 6 月 <input type="text"/> 29 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">70200</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>							

使 途	<p>事務所・駐車場 賃借料 + 総務保証委託料</p> <p>令和2年7月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 78,000 × 0.9 = 70,200</p>		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄 逢澤 至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 3

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
20--6-29チリョウトウ	78,000	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

40 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

継続保証委託料請求のご案内

弊社の家賃債務保証サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

来月にご契約いただいている物件の継続保証委託料お支払い月となります。(保証委託契約書第2条)
2020年 7月の賃料とあわせて、ご指定の口座より口座振替(自動引落し)をさせていただきます。

※ご案内ハガキの到着以降にお支払い方法やご指定口座の変更をされた場合、変更後のお支払い方法に準じます。

ご不明点などございましたら、表面記載のご連絡先までお問合わせいただきますよう、お願いいたします。

弊社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
お客様が反社会的勢力と判明した場合には、取引を終了させていただきます。
これは、ご契約内容の一部とさせていただきます。

ご契約者様名:

逢澤 圭一郎 様

物 件 名:

加藤コーポラス

部 屋 番 号:

101

ご契約開始日:

2019年6月1日

継 続 保 証 料:

10,000円

口座振替予定日:

2020年 6月27日

(金融機関休業日の場合、翌営業日)

ご 指 定 口 座:

みずほ銀行

普通 [REDACTED] ****

POST CARD

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と借借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室			
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)	
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500 円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
借借人(乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	三 川 圭 一 郎				
	氏名	三 川 圭 一 郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]	携帯電話番号	[REDACTED]		
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	088-824-2111		

自動車駐車場一時使用契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年 5月 23日

駐車場所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5					
名称	加藤コーポラス			駐車区画	■	
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和03年 05月 31日 までの 2年 〇ヶ月間					
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)					
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)				
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う	支払方法	プリコフォレント		
	金融機関	■	支店名	■		
	種別・口座番号	■	口座名義人	■		
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)				
一時金	礼金	円(駐車料の税抜金額の 〇ヶ月分、消費税別途)				
	更新料	円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)				
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。					
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。					
賃貸人 (甲)	住所	■				
	フリガナ	■				
	氏名	■				
賃借人 (乙)	住所	■				
	フリガナ	イサワ 伸一郎				
	氏名	澤野 伸一郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	■		携帯電話番号	■	
	勤務先	埼玉県議会		所属部署	■	
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	■			続柄	■
	氏名	■			電話番号	048-824-2111
	自宅電話番号	■		携帯電話番号	■	
	勤務先名称	■		電話番号	■	
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車		登録番号	■	
	メーカー名	スズキ	車名	エブリィ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス			居室番号	■
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1		仲介人 埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイテイ 代表取締役 加藤 英 泉			

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジー
川口営業所 営業所長

消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 (参考) 月額駐車料 5,400円 (駐車料 5,000円 消費税 400円)

↓

新たなお支払額 (参考) 月額駐車料 5,500円 (駐車料 5,000円 消費税 500円)

◆ お支払方法について

<①お振込の場合>

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

<②自動送金をご利用のご契約者様の場合>

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

<③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落としさせていただきます。

<④保証会社の引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落としさせていただきます。

整理番号 55

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所用料 (7月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p>$50000 \times \frac{8}{10} =$</p>		
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団		

領収書

No. 457

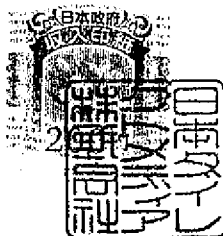
領収日 2020年06月29日

関根信明 様

金額 50,000 円

20年7月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0822 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1

埼玉NPOハウス



日本ダイレクトメディア株式会社


請求書

関根信明 様

日付 : 2020年06月29日

請求書番号 : 456

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク  株式会社
 〒331-0823
 埼玉県 さいたま市 西区 月見町2-544-1
 埼玉NPOハウス
 電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年7月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 1153

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 6 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">70</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">29</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		70	29
百万	千	円							
	70	29							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">馬車場代(7月分)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

7月、細別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

7,810 × $\frac{9}{10}$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2020年06月29日～2020年06月29日 照会件数：5件

2020年07月01日 11時35分43秒時点の情報です。

全件数：5件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年06月 29日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■

全件数 : 5件

整理番号 75

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">28</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	28
百万	千	円										
	1	28										

使 途	<p>ダスキンレンタイル</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">$2255 \times \frac{1}{2} = 1,128$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX 4580 4875 7466 4563
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領 収 書
 (8000147)

株式会社ダスキンサービス 北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町 丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2020年 6月 29日 次回訪問日 2020年 7月 27日 取引 現金 No.100285617600

商品サービス内容	品名	数量	単価	納品			回収			訂正	備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	660	1	1	660					
ハンディモップF	H-F	8W	825	1	1	825					
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770					

印紙
 5万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			30
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	02年 06月 29日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>158</td> <td>40</td> </tr> </table>	百万	千	円		158	40
百万	千	円							
	158	40							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 駐車場代(職員1, 来客3) 17600x09=15840
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書 No. 012147

令和 2年 6月 29日
平成

松澤正典議員事務所
 代表 松澤正様

金額	百万	7	千	17	円	100
----	----	---	---	----	---	-----

但下着整理具 駐車料金 7日分(税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課本店 資産管理課八潮店 資産管理課吉川店

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 65 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 6 月 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 9 日
支出額	百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使 途	7月分事務所賃借料
支 出 先	<input style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;" type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 ■■■■ (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
 取手に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 移付した貸事務所図面に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 埼玉県東3丁目11番18号 (住居表示)	
建物	(登記簿) 埼玉県東3丁目107番 木造・鉄骨造 鉄骨コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 軽鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺・瓦葺・セメント瓦葺・他()/ ()階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月
面積	31.77㎡	平成12年12月
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公営下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家賃保証料	円
敷金	(賃料 ヶ月)	円	円	附属施設料	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	償却	毎年1.5分の1ずつ償却 するものとする。(保証金 の補填はしない。)	円	円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 本	西南玄関	北出入口	ポストの鍵	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとする。				
賃料等の 支払方法	対振込 (振込手数料は借主の負担とする。) <input type="checkbox"/> 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 中屋敷 慎一 (自宅)TEL ■■■■■■■■■■ (事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名) (携帯)TEL
-------------	---

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 ■■■■■■■■■■ 住所 ■■■■■■■■■■
----	--

管理業者	商号又は名称	TEL
所在地	〒	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合はここに記載 (賃貸不動産管理業士:登録番号)	
管理担当者	氏名	※賃貸不動産管理業士の上記登録を受けている場合は記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所	家賃債務保証会社 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとし、

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号 66

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	02 年 06 月 29 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>7月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			***
取扱店	お取引日	時刻	
38041	02-06-29	13:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印	C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内	電信
登録番号 0002	
サイタマケツキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様	
電話番号 048-541-8110	
取扱番号 300073	

印紙税申告納付につき、満和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			85
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</div>日 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 百万 千 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 54000円 </div> <p style="font-size: 0.8em;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: 0.8em;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>
使 途	6月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 様

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>



事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
	物件の所有者	(住 所) 	(氏 名)	 	
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	借 料 金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先	(住所) (氏名)		
	振 込 先	 		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
	 口座 No. 	(フリガナ) 			
口座名義人 			金 60,000 円		
翌月分を毎月末日迄前払 (翌月前払)。但し、振込の場合は、末日迄入金を確認できるものとする。					

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
					合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31月4月17日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		〒 267-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] ●		飯 塚 俊 彦 ●	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産 ●		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純 ●		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED] ●		登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[REDACTED] ●		氏 名	印

整理番号	□□	57
------	----	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	□2年 □6月 □30日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>□□□□</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	□	□	□□□□
百万	千	円							
□	□	□□□□							

使 途	セキュリティ
-----	--------

領収書等貼付欄

明細別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

20000 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ハシ マサ

入出金明細

照会範囲：2020年06月30日～2020年06月30日 照会件数：1件

2020年07月01日 11時35分58秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年06月 30日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件

自動口座振替のご案内



請求書番号 2005525868

高橋 政雄 様

【お問い合わせ先】
セコム株式会社
東浦和営業所
〒336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2020年06月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2020年06月30日



お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】 (1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	■	事務室 様 ご契約料	2020/06/01~2020/06/30	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

整理番号 **0013**

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p>02年06月30日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">54396</p> <p style="font-size: 0.8em;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--

<p>使 途</p> <p>事務所賃料 6 月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$(60000 + 440) \times 0.9 = 54396$</p>
-------------------------------------	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48252	02-06-30	17:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
円	千	百
		円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマケツツキ
オカワ
普通 6203661
コ)ハツモツクムツヨ様
登録番号 0006

お依頼人

コクホケソイチ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 []

取扱番号 600005

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

④ 事務所賃料 として

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3	6
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 ⑩:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		2	年		6	月		3	0	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				1	0	8	0	0
	2	年		6	月		3	0	日												
			1	0	8	0	0														

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場代</p> <p style="text-align: right;">$12,000 \times 0.9 = 10,800$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

$¥ 500 \times 20日 = 10,000$
 $¥ 1,000 \times 2日 = 2,000$

別紙明細

_____ (振込手数料)

=====

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

36-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

令和 2 年 6 月 30 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金12,000円也

上記、正に領収致しました。

令和2年6月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣



整理番号 68

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	02 年 06 月 30 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">936</td> </tr> </table>	百万	千	円					1	936
百万	千	円										
	1	936										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2420 × 0.8 = 1936</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋数慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼領収書

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 02年 06月 30日 納品時刻 08時 25分 C火 00999 8W

取 引 (現金)

商 品 名	単 価	数量	納品金額		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 額
			数量	金額		納品数	金額	回収数	
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレー リム	1210	2	2	2420					

前回未収残	合計金額	内消費税	領収書
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	2,420	220	2,420

伝票 NO.0000985980

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋数慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

47

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	[] 2 年 [] 6 月 [] 3 0 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">百万</td> <td style="border: none;">千</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">[]</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	[]	1	3		5	7		9	2
百万	千	円													
[]	1	3													
	5	7													
	9	2													
使 途	事務所賃貸料(7~9月分) 150,880 X 0.9 = 135,792 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため														

別紙添付

47-2

振込金(振込手数料) 取書 による振込 受付書

振込日 020630	振込時刻 □□□□□□
銀行名 三菱UFJ銀行	支店名 坂戸
振込先 シヅカニユフシヤ	振込先 □□□□□□□□
種類 全額	金額 1,072,960.00
お振込 1. 電信	消費税等 880
フリガナ シヤカワセ"ルカフ"シキカイ シヤイシヤフト"ウサン	金額 ¥150,000.00
漢字 早川ビル株式会社 石井不動産 様	小切手等 □□□□□□
依頼人 コート □□□□□□□□	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。
フリガナ キノシタタカシ	2. 上記小切手等が不戻となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。
漢字 木下高志 様	お支払い 坂戸市日の出町 10-2 早川ビル2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)

科目 普通貯蓄	口座 0111
口座番号 □□□□□□□□	

振込依頼書に記載の振込等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

やむを得ない事由による通信機器、印紙の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

ご指定の口座から預金を払戻して振込の場合、その払戻しができないときは振込ができませんのでご注意ください。

振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめるときには、取扱窓の窓口において、当社所定の訂正または総戻手続により取扱します。この場合、相戻しの受付にあたっては、当社所定の総戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。

※窓口より早くて便利なATMをご利用いただけます。手数料も無料となります。

※入金日曜日は、早朝から午後1時まではご利用できません。

※ATMを扱う店舗によりご利用はできません。詳細は各店舗の案内をご覧ください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。

埼玉りそな銀行
坂戸支店
2023.6.30

整理番号 48

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 6 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24300</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円		24300	0
百万	千	円							
	24300	0							
使 途	駐車場代(7~9月分)スタッフ用 27,000 X 0.9 = 24,300 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

領 収 証 水下文川事務所 様 No. _____

★ ¥27,000-

但 令和2年7月9日分事務所

2年6月30日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額 9,000 x 3
	消費税額等 (%)

ロゴミ・ワケ-1097

埼玉県坂戸市日の出町11-9

有限会社 正 直 屋

代表者 斉藤 勝 男

TEL 0492 (81) 0254

整理番号

49

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---	---

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="5"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="4792"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="4792"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="4792"/>							
使 途	駐車場代(7~9月分)来客・スタッフ用 60,880 X 0.9 = 54,792 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

別紙添付

振込金(振込手数料)支取書
による振込受付書

日付訂正		02月30日		000000	
銀行名	三菱UFJ	銀行	000	支店名	坂戸
銀行番号	0002742			支店番号	000000
預金種目	1	お振込用途	1	消費税等込手数料	880
お振込額	¥60,000				
振込人	丸屋(株)石井不動産様				
ご振込人コード	00000000				
フリガナ	キノシタタカシ				
振込先	木下高志様				
住所	坂戸市日の出町10-2 早川ビル2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)				

お振込口座	0111
お振込口座	000000

振込依頼書に記載の振込等の内容がなかった場合には、誤り等のために振込が遅延することがあります。

やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

ご指定の口座から預金をお預けして振込の場合、その払戻しできないときは振込はできませんのでご注意ください。

振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座等し等の事由により振込預金が返戻された場合も同様とします。

本振込書は、お振込の金額が利用されたときまで、手数料は発生しません。

本振込書は、振込の窓口で発行され、ご利用の際は、お振込の金額が利用されたときに限り有効となります。

本振込書は、振込の窓口で発行された場合、振込金額が利用されたとき、振込の窓口で発行されたものとさせていただきます。

本行をご利用いただきましてありがとうございました。
今後とも、よろしくお取引申し上げます。

埼玉りそな銀行 30
坂戸支店

整理番号 63

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 6 月 30 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">1732</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		1732	
百万	千	円							
	1732								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 **ダスキンモップレンタル代**

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$1,925 \times 0.9 = 1732.5$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・請求書 兼 領収書
 株式会社 梢
 〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町1丁目31番地
 TEL 048-641-8082 FAX 048-647-3121

依頼 NO. 納品日: XXXXXXXXXX 7月28日
 発行者: 藤井 緑 宛先: XXXXXXXXXX

発行日: 2016年6月30日 支払日: (現金)

品名	数量	金額	前払	未払	合計	担当
BSC3R オクシベ-シック3レット	1	1,925	1	/	/	4W
BLALA-R ホスタイルプロテクト	/0	1	/	/	/	4W
BSSS-R ホスタイルハンジ-イッシュレット	/0	1	/	/	/	4W
BSC3CL ベ-シック3ヨリスタイルクリーナー	/0	1	/	/	/	4W

売上合計10%対象 1,925 内消費税 (175)

1,925 1,925

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号				4
------	--	--	--	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
-------	--	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所内の机や椅子等の不用品回収代金として
-----	-----------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

領 収 証

齋 木 裕 介

様

No. _____

★ ￥ 64,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但し、机や椅子等の不用品回収代金として
R2年7月1日 上記正に領収いたしました



株式会社 BRILLIAR

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-12-8

フジサンコービル4F

TEL03-6300-6201 FAX03-6300-0218

御見積書 (お客様控え)

No.

契約日 2020年7月1日 見積日 2020年7月1日

お客様様	印刷	氏名	住所	性別	生年月日	昭和・平成	年	月	日	印	電話番号
		荒木 裕介	〒(338-0832) さいたま市桜区西塚2-2-10 1階	男							

見積担当者	作業担当者

品名	単価	数量	御見積金額
1tトラック	34800	1	
ハイパワースタック1、ディスク425x5	6000	1	
U、カ-	4000	1	
ディスク4	12000	1	
ドラムクラウ	2000	1	
小計			58800
消費税			5880
合計			64680
			64000

作業予定日	20年 月 日	AM / PM	~
作業開始		作業終了	
支払方法	現金・カード	振込	月 日

備考


本書面の内容と、作業が無事完了したことを確認の上、ご署名下さい

R2年7月1日 ご署名 荒木 裕介

契約金額(税込) ¥ 64000 - 買取金額(税込) ¥

領収書の宛名、住所が異なる場合は下記にご記入お願いします

宛名 住所



福太郎

不用品回収の福太郎

0120-108-777 | 9:00 - 21:00

株式会社 BRILLAR 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-12-8 フジサンコービル4F

※御見積書有効期限は、2週間と致します。

様式第七号(第十条の二関係)

令和2年 6月26日

2環資産新第18号

許可番号 第13-00-2156-50号

産業廃棄物収集運搬業許可証

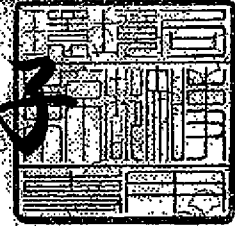
住所 東京都新宿区西新宿四丁目1-2番8号

氏名 株式会社BRILLAR
代表取締役 佐々木 亮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和2年 6月26日

許可の有効年月日 令和7年 6月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上8種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和2年 6月26日 新規許可

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)



整理番号 60 - 1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2年 7月 3日 </p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> 1 0 6 4 8 0 </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(7月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right;">$133100 \times \frac{8}{10} = 106480$</p>
------------	--

領 収 証

No. _____

浅井明泉政事務所様
令和2年7月3日

★ ￥133,100-

但 森田ビル201賃貸料(令和2年7月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

60-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者 借主 持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話	()
----	----	----	----	-----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

60-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- 看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- 更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- 更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4番6号

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [Redacted]

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士

整理番号 61

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2年 7月 3日 </p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円						
	44	00						

<p>使 途</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p>事務所看板使用料 (7月分) $5500 \times \frac{8}{10} = 4400$</p>
------------	--

領 収 証 No. _____

浅井 明 県政事務所様 令和 2 年 7 月 3 日

★ 7,500-

但 森田ビル201看板料 (令和2年7月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			59
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </table>	年	月	日	2	7	7	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>490</td> </tr> </table>	百万	千	円		10	490
年	月	日													
2	7	7													
百万	千	円													
	10	490													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃費
-----	-----

領収書等貼付欄

領収書別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

$$12,100 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 59 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様名 XXXXXXXXXX
 高橋 政雄 様
 048-873-4369

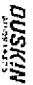
納品・請求書
 兼 領収書

(8003838)

発行日 2020年 7月 7日 日次回訪問日 年 月 日 取引 現金
 さいたま市緑区大字中尾
 270

株式会社スタート
 ダスキンの江戸支店
 〒334-0074 川口市江戸3-9-9
 TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889
 No.100237878100

ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店

印紙貼付
 5万円以上
 貼付


商品・サービス内容	契約別前回数	単価	納品		納品・回収		訂正	備考
			納品	回収	金額	金額		
家事おてつだいサービス一式	1		1		12100			
前回未収残								
訂正後 振込金額					11,000			
訂正後 消費税					1,100			
訂正後 合計金額					12,100			
訂正後 領収額					12,100			

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

整理番号 4 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 2 年 0 7 月 0 8 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			6	8	3	1
		6	8	3	1				

使 途

02.08.05
02.09.02

事務所タスキ代 2,530×3=7,590 7,590×0.9=6,831

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

伝票No.0003324205 (納品・領収)書 2020年 7月 8日

松沢正事務所		様 次回訪問日	
		8月5日です	
品名	数量	金額	数量
KGSIH	1	880	1
NFM-DS	1	825	1
NH-S	1	825	1
納品合計10%		2530	
内消費税		230	
有金額に前記いたしました。		領収額 2530	前未収額 0

印紙 5万円以上 貼付

DUSKIN. お約束の日に
おうかがいします。
D水 00999

担当
Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 双葉エポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平井172005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8086

株式会社
双葉エポック

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 49 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

伝票No. 0003337090 (納品・領収) 書 2020年8月5日

松沢正事務所

様 次回訪問日

印紙

9月2日です

5万円以上

DUSKIN お約束の日に
おうかがいします。
D水 00999

貼付

商品名	数量	金額	納品	領収
KGS1H	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計10%		2530		
内消費税		230		
領収額		2530	前回	0

自金額正に
領収いたし
ました。

担当

Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 **ダスキンエポック**
〒373-0002
埼玉県越谷市平方立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



伝票No. 0003350198 (納品・領収) 書 2020年9月2日

松沢正事務所

様 次回訪問日

印紙

9月30日です

5万円以上

DUSKIN お約束の日に
おうかがいします。
D水 00999

貼付

商品名	数量	金額	納品	領収
KGS1H	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計10%		2530		
内消費税		230		
領収額		2530	前回	0

自金額正に
領収いたし
ました。

担当

Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 **ダスキンエポック**
〒373-0002
埼玉県越谷市平方立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



埼玉県議会自民党議員団

整理番号 0030

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年07月08日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 4 6 7
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途
 清掃用フロアモップレンタル料7月分
 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。
 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)

領収書等貼付欄

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 []
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領 収 書

ダスキン坂戸
 株式会社ダスキンサーブ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
 TEL: 049-285-5695 FAX: 049-286-7731
 ☎0120-00-5695

(F332743)

発行日 2020年 7月 8日 支払期日 2020年 8月 5日 取引形態 現金 No. 100162164000

品名	サービスクラス	内容	契約数	前回数	単価	納品		回収		訂正	備考
						品数	金額	品数	金額		
フロアモップ	FM-DF	4W	1	1	935	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 850	訂正後 85	訂正後 935	訂正後 935

確認サイン

担当者名 []

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 52

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 7 月 <input type="text"/> 15 日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 3 4 6
使 途	備品(レンタルマット)	385 × 0.9 = 346.5 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため	

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

領収書

2020年07月15日 11:21 No.2014082

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号

住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配送日付: 20200715

順番: 015-00

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎底ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

アクセスマット灰ACHS
1 @350 ¥350

小計:	¥350
消費税:	¥35
合計:	¥385

備者:

株式会社クリン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0


ルート: C3105

次回ルート: C3105

営業担当:

配達担当:

URL: <http://www.clean-more.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><input type="text" value="0"/><input type="text" value="2"/>年 <input type="text" value="0"/><input type="text" value="7"/>月 <input type="text" value="1"/><input type="text" value="7"/>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="0"/></p> <p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	--

<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">フロアマット等</p> <p style="text-align: center;">1,100 × 0.9 = 990</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>③ フロアマット、モップ</p>
-----------------------	---------------------

<p>お買さま名 須賀敬史県政調査事務所 様</p>	<p>納品・請求書 兼領収書</p>	<p>ダスキン 川口</p> <p>株式会社ダスキン川口</p> <p>〒332-0006 川口市末広2丁目15-25</p> <p>TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604</p>
<p>納品日 2年 7月 17日 次回訪問日 8月 18日</p>	<p>B火</p>	

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正			
				数量	金額	納品数	金額	回収数	残数
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495				
BSH ペーシックマット	RRRRR	1	605	1	605				

印紙
5万円以上
貼付

<p>前回未収残</p> <p>(10%)</p>	<p>合計金額</p> <p>1,100</p>	<p>内消費税</p> <p>100</p>	<p>領収額</p> <p>1,100</p>	<p>伝票 NO.0002100268</p>
---------------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="2"/> 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="135"/></td> <td><input type="text" value="000"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="135"/>	<input type="text" value="000"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="135"/>	<input type="text" value="000"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	8-9-10 月分家賃 <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</small>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

150,000 × 9% = 135,000

領 収 証

諸井 様 2年 7月 20日

★ ¥ 150,000

但 8.9.10月分 家賃代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書等 コクヨ ウケ-1048

④発行者、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

るような記載)

整理番号			69
------	--	--	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td>20</td> </tr> </table>	年	月	日	2	7	20	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>543</td> <td>96</td> </tr> </table>	百万	千	円		543	96
年	月	日													
2	7	20													
百万	千	円													
	543	96													

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃(8月分) (送金料含む)	$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	-----------------------	---

領収書等貼付欄 $60.000 + 440(\text{送金料}) = 60.440$

ご利用明細票


お取扱日	店番	お取引内容
02-07-20	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N099	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 02-07-20		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 


整理番号			47
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 2年 7月 21日 </div> 8/20. 9/23				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26700</td> </tr> </table> 円	百万	千	3	26700
百万	千				
3	26700				
使途	事務所賃借料(8, 9, 10月分)				
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

上記のとおり支出しました。	支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団	
---------------	---	---

47-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンチャー
川口市本町4-5-32 フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

47-3

平成 29 年 11 月 3 日

貸主 氏名 [Redacted] 印
 住所 [Redacted]
 電話 [Redacted]

貸主 氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話 _____

借主 氏名 永瀬 秀樹 印
 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10
 電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted] 印
 住所 [Redacted]
 電話 [Redacted]

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイティブ
 住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町 3-2
 フジタ川 103号
 代表者 代表取締役 和久井 誠
 電話 048-227-0008
 免許 埼玉県知事 (2) 第22120号
 取引士 [Redacted] 印

47-4

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は平成29年11月4日より平成32年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<p><振込先> [REDACTED]</p> <p>口座名義人 [REDACTED]</p>

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明

渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費金 無 円(消費税込み)を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。

- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたときは、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地震または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官公庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復

47-7

- した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。
- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
 - 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十一条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十二条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十三条 (裁判管轄)

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十四条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

47-8

令和元年9月吉日

永瀬 秀樹 様

貸主



立会人 川口市本町4-5-32-103
有限会社 アーヴァングリハイト
代表取締役 和久井 誠
048-227-0008

消費税率改定に伴う新税率適用のご通知

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、既にご承知の通り、令和元年10月より消費税率が現行8%から10%へ改定されることとなりました。
伴いまして、現在ご契約中の下記物件賃料の消費税分につきまして令和元年10月分（支払期日：9月末日）より
新税率を適用させて頂きたく存じますので、今後は下記の通りお振込みくださいます様、お願い申し上げます。
尚、賃貸借契約書につきましては更新時に変更させて頂きます。また、ご不明な点はお問い合わせください。
どうぞご理解を賜ります様、お願い申し上げます。重ねて今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

物件名 川口本町リハイム102号

<現在>

賃料	¥110,000	消費税 (8%)	¥8,800	駐車場	¥0
賃料総額	¥118,800				

<税率改訂後>

賃料	¥110,000	消費税 (10%)	¥11,000	駐車場	¥0
賃料総額	¥121,000	(9月末日までにお振込みいただく分から)			

以上

整理番号			48
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

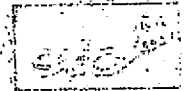
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 2年 7月 21日 </div> 8/20. 9/23							
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 百万 千 </div> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000×0.9) × 3ヶ月)</p>			5	9	4	0	0
		5	9	4	0	0		
使途	事務所駐車場代 (8. 9. 10月分)							
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>							

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団

48-2



貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

48-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No. []
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[]	[]
[]	[]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡しものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
方が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

48-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

48-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



48-7

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	2019 年 5 月 1 日 から 2020 年 4 月 30 日 まで	新契約期間	2020 年 5 月 1 日 から 2021 年 4 月 30 日 まで
月 額	21,600 円	月 額	22,000 円
内訳	賃料 20,000 円 消費税 1,600 円 (※2019年10月1日より消費税2,000円)	内訳	賃料 20,000 円 消費税 2,000 円 円
【追記事項】			

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2020 年 4 月 4 日

貸主	住所	■
	氏名	(■) 代理人
借主	住所	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明
	氏名	埼玉県川口市本町1-6-10
	電話番号	永瀬 秀樹 048-223-6050
連帯保証人	住所	
	氏名	実印
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明	

48-8

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045
 東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階
 株式会社トータルホーム 赤羽店
 TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

整理番号 118

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 21 日 <small>及8月31日, 9月25日</small>	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3056</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円	3	1	3056
百万	千	円							
3	1	3056							

使 途	<p>事務所賃貸料 令和2年7月8月9月分</p> <p style="text-align: right;">391,320 × 0.80 = 313,056</p>
-----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: center;">家賃 振込手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 10%;">7月分</td> <td style="width: 15%;">130000 円 × 0.8</td> <td style="width: 10%;">+</td> <td style="width: 15%;">440 円 × 0.8</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 40%;">104352 円</td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td>130000 円 × 0.8</td> <td>+</td> <td>440 円 × 0.8</td> <td>=</td> <td>104352 円</td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>130000 円 × 0.8</td> <td>+</td> <td>440 円 × 0.8</td> <td>=</td> <td>104352 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">合計 313056 円</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする</p>	7月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円	8月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円	9月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>別紙明細</p> </div> <p style="text-align: right;">埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信</p> <p><small>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</small></p>
7月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円														
8月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円														
9月分	130000 円 × 0.8	+	440 円 × 0.8	=	104352 円														

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称		[] 建物を事務所として賃貸借			
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構 造	木 造	工事完了年	
二階建て				平成12年完了 以後大規模修繕等なし		
住戸部分	間 取 り		1階 2LDK	2階 3K納戸付		
	面 積		135.22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	トイレ	有	有	特記事項なし	
		浴室	有	有		
		洗面台	有	有		
洗濯機		有	有			
	給湯設備	有	有			
	ガスコンロ	有	有			
	冷暖房設備	有	有			
	備え付け照明設備	有	有			
	鍵	[] 個				
	使用可能電気容量	50 アンペア				
	ガ ス	都市ガスあり				
	上 下 水 道	公共上下水道・浄化槽あり				
付属施設	駐 車 場	含 む				
	バイク置場	含 む				
	自転車置場	含 む				
	物 置	含 む				
	庭	含 む				

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■ (以下「甲」という)及び借主 木下博信 (以下「乙」という)は、頭書(1)に記載する物件(以下「本物件」という。)の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書(2)記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書(3)の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

(乙) 住 所
氏 名

(丙) 住 所
氏 名

木下博信

整理番号

18

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50505	02-07-21	11:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイトマクツキ カイ キノツタ ヒロノノ 様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 400042

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納
付に*香浦和
税務署承認済

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	02-08-31	13:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイトマクツキ カイ キノツタ ヒロノノ 様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 400064

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納
付に*香浦和
税務署承認済

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10404	02-09-25	15:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイトマクツキ カイ キノツタ ヒロノノ 様

電話番号 048-924-8011
取扱番号 500002

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納
付に*香浦和
税務署承認済

整理番号

38

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 7月 22日	8A19A 支出額	百万 千 円
		9A16A	1980

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	グループ活動費 事務所用モック 3ヶ月(7A~9A) $825 \times 3 = 2475$ $2475 \times 0.8 = 1980$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

DUSKIN
喜びのタネをまこう

領 収 書

No. 505790

R 2年 7月 22日

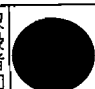
山口 様

金額	9 8 2 5
----	---------

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-A
上記金額正に領収致しました。

割印
収入印紙

領収内訳	お買上額	825 円	取扱者印 
	内消費税額	75 円	

ダスキンプランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田

有限会社いわし

〒349-0122 蓮田市上2丁目5-1

TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

08-2

山口京子

DUSKIN
喜びのタネをまこう

領 収 書

No 509606

R2年8月19日

山口様

金額				4	8	2	5	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまこう

領 収 書

No 505152

R2年9月16日

山口様

金額				4	8	2	5	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号		/	3	/
------	--	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<u>2年7月22日、8月25日、9月25日</u>														
支出額	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">月額7700円×3ヵ月=23,100円</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>80</td> </tr> </table> 円 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $23,100円 \times 0.8 = 18,480円$)</p>	月額7700円×3ヵ月=23,100円	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>80</td> </tr> </table> 円	百万	千							1	8	4	80
月額7700円×3ヵ月=23,100円	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>80</td> </tr> </table> 円	百万	千							1	8	4	80		
百万	千														
		1	8	4	80										
使 途	駐車場賃借料 <u>7月～9月分</u>														
支 出 先	(株)ABCハウジング														

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<p><物件の表示></p> <p>所在地 埼玉県ふじみ野市丸山475</p> <p>名称 丸山第2駐車場</p>	
<p><車種プレートナンバー></p>	
<p><賃料> 7,700 円</p>	<p><保証金> 7,560 円</p>

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和2年8月1日より令和3年7月31日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2 年 7 月 1 日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主(乙) 住所 〒356-0036 埼玉県ふじみ野市丸山8-3-601

氏名 渡辺 大

090-4241-4311 [REDACTED]

仲介人 住所 埼玉県ふじみ野市駒西3-8-82-107

氏名

株式会社ABCハウジング

代表取締役 葛籠貫 夕子

取引士 登録番号 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

整理番号 62

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	02 年 07 月 22 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">8080</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	8080
百万	千	円							
1	2	8080							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所費 $155,000 \times 0.8 = 124,000$</p> <p>事務所駐車場 $5,000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため</p>
<p>領収書等貼付欄</p> <p>解能信用金庫 XXXXXXXXXX</p> <p style="text-align: right;">内沼博史</p>	

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

1	2-7-22	送金	20,000	E7277(カカリク)
2				
3	2-7-22	送金	155,100	マイク9-(カ)
4				

駐車場
 $5000 \times 4台 = 20000$
 内1台分 5000

(ご注意)
 1. 小切手等の振替額をご入金の場合は欄裏面に記号(他部〇〇)とお支払予定日を表示いたします。なお、お支払は予定日の午後以降とし、小切手等の種類により支払時刻が異なりますので、詳細は窓口係員にお問い合わせください。
 2. 取引明細について、当日記帳は取引年月日の前に「D」、自動振込は欄裏面にご入金は「AD」、お支払は「CD」と表示いたします。

※領収書等には、①年(載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4台分)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年 7月 / 日から 2021年 6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	■	■
名称	■	名義	■	■	■
色	■	登録番号	■	■	■

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年 5月 13日

貸主(甲) 住所

氏名

所在地

商号

電話

埼玉県飯能市仲町2-1

会平沼株式会社

042(972)7800

借主(乙) 住所

〒357-0023

飯能市岩沢129-2

氏名

内沼博史

電話番号

042(972)6432

お勤め先

(社名)

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料は乙の負担とする。

第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第 4 条 乙は本駐車場の第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理すること。

第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。

第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算する。

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

貸主 株式会社アズマビル (甲) と 借主 (内) アズマビル (乙) との間で建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

事務所 茨城県水戸市在 龍崎市双柳37.3番地1.2 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

第4条 (賃料等)

賃料は、毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5,000円(消費税別)

とし、前払金60,000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日ま

で前払金として支払うものとする。この際の賃料は、

は乙の負担とする。

振込口座 普通口座 名義人

振込手数料は、借主が負担するものとする。

この際の賃料は、

は乙の負担とする。

賃を越えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸) 借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

借主は、本条の目的を以て、本事務所を事務所として使用することを賃借した。乙はそれ以外に

他の目的に使用してはならない。

保証、保証契約の証書、保証契約書3通を保管し、甲、乙、丙に各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸付人 住所 飯能市双柳373-12-1F

代表取締役 谷脇 道生

氏名

貸付人 住所 飯能市双柳373-12-1F

代表取締役 内沼 博史

氏名

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

号 煎餅主任者 登録番号() 第

号 氏名

賠償する。

第11条 (損害負担)

本借付契約の目的は、甲が賃借物の明け渡しをなさないこと、

第12条 (通知義務)

甲は、借付物の損害発生を通知する義務を負う。

1.

1ヶ月以上をわたり不在とするとき、

第13条 (滞り込み)

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

滞り込みの発生を通知する義務を負う。

整理番号 4 7

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費
----------------------------------	---

支出年月日	 2 年 7 2 4 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	百万 千 円 2 2 4 4
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキン使用料 (按分の積算方法 2,805 円 × 8/10)
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄

但し、ダスキン 7月分～ 9月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
XXXXXXXXXX No. 0000817375
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年 7月24日 次回は 月 日 曜日
 担 当 XXXXXXXXXX

品名	数量	単価	金額	戻金	合計
FM-DF フロアーモップF	1	935	935	1	
* 納品合計10%		935 内消費税	85		

印 紙 5万円以上 貼 付	935
---------------------	-----

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 4 7 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・請求書
納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000820567

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年 8月21日 次回は 月 日 曜日
担当

品名	数量	単価	金額	納品数	金額	回収数	金額
FM-DF フロアーモップF	1	935	935	1			
* 納品合計10%		935 内消費税	85				
合計			935				

〒367-0062

ダスキン 株式会社マルシン

神尾 たかよし 様
深谷市針ヶ谷399-1

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン マルシン
株式会社マルシン

02年 09月 18日 (現金)

TEL: 0485-85-3929
B金 00106 4W

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

商品名	数量	単価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
			数量	金額	納品数	金額	
FM-DF フロアーモップF	1	935	1	935			

前回未収残	納品・請求書 訂正後 納品金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収書 訂正後 領収金額
	(10%) 850	85	935	935

伝票 NO. 0000825271
担当 者 名

整理番号 37

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	---

支出年月日 02 年 07 月 25 日	支出額	百万 千 円 1 5 7 5 0 0
--	------------	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途
 14月 75,000円
 政務活動に使用する割合が 7/10 以上であるため
 7月、8月、9月 事務所賃料 225,000 × 0.7 = 157,500

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

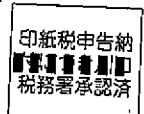
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
02 07 25	12510457-0032
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251- [] - []***** []	
お取引金額	
お取引 内容 お引出 金額 時刻	お取引金額 ¥225,000*
説明コード	お取引後残高

【振込手数料】

※領収書
 ※使用すること。

お受取人
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX


ご依頼人
 ウメサウヨカス様
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③住所、④発行者が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃借する

建物の表示; 名称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期間 令和2年1月から令和5年5月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)   

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 

整理番号

70

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="26"/> 日 ほか
支出額	百万 千 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 70% = 294,000 円)
使 途	事務所賃料 (7・8・9 月分)
支 出 先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗貸借契約書



貸主

（以下甲という）と 借主 立石 泰 広

（以下乙という）と 連帯保証人

基づき店舗貸借契約を締結した。（以下丙という）とは、下記条項に

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積 総面積938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和2年 4月 1日から令和5年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条

【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条

【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金14,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振手手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃貸借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃貸借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃貸借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責は負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防火、防犯、防虫、防鼠その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対して一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して返還する金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるとし、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもろろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て除去し、原状に復してこれを賃借人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃借人が決定できるとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することができ、本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃借人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもろろん、そのため賃借人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しななければならない。

第21条

【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるとする。

第23条

【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】

賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。
(甲)の負担するもの)
1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料
(乙)の負担するもの)
1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】
乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に及び、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約条項】
1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
名 義 人
[Redacted]
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令 3月30日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(1)第6079号
埼玉県川口市西川町目黒
株式会社 大樹不動産
代表取締役 大樹和彦
TEL 048-256-7817

宅地建物取引士

登録番号

整理番号 43

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 8 月 28 日	支出額	百万 8 千 15 円 56
-------	--	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: large;">駐車場賃貸料 3ヵ月分</p>	<p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	--	--

領収書等貼付欄 (株)東上不動産(7.8.9月)

$30,206 \times 3 \times \frac{9}{10} = 8,155.6$

(206円が数料)

横川 雅也

5	02-07-27	振替	*30,206	AP(中子)	
6					
7					
8					
9					
10					

11

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
02-08-27	振替	*30,206	AP(中子)	

※領収書(4)	02-09-28	振替	*30,206	AP(中子)	
※按分	02-09-30	お取引銀行の通帳繰越機または窓口にて繰越			

な記

○他店支払いの小切手等で入金のおときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

2.9.30

最終差引残高を新通帳へ繰越しました。

11

43-2

貸借更新契約書

2年7月30日

貸 貸 人 株式会社 東上不動産 (甲)
 貸 借 人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名 称 西口駅前駐車場
 所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

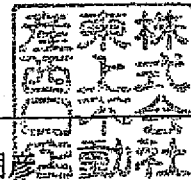
前 契 約 日 2019年9月1日
 新 契 約 期 間 2020年9月1日 ~ 2021年8月31日
 駐 車 料 10,000円 (1台につき) -----

 ----- 合 計 10,000円
 ----- (1台につき)
 敷 金 -----
 更 新 料 新駐車料の1ヶ月分 (1台につき)
 更 新 手 数 料 -----

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
 本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸 貸 人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
 (甲)

代理人 氏 名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



事務所 0493-87-5050

貸 借 人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 携帯

(乙) フリガナ 氏 名 埼玉県議会議員 横川雅也事務所

賃料振込先

43-3
賃貸借更新契約書

令和2年1月21日

貸 貸 人 株式会社 東上不動産 (甲)

貸 借 人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 賃貸借の目的物の表示

名 称 西口駅前駐車場
所 在 地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
用 途 駐車場 車 輛

(2) 賃 貸 借 条 件

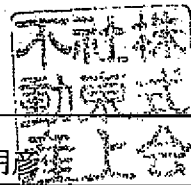
前 契 約 日 2019年4月1日
新 契 約 期 間 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日
駐 車 料 10,000円

合 計 10,000円

敷 金
更 新 料 新駐車料の1ヶ月分
更 新 手 数 料

特約事項： 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸 貸 人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
(甲)
代理人 氏 名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



貸 借 人 住 所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
(乙)
フリガナ 氏 名 横川雅也事務所 横川雅也

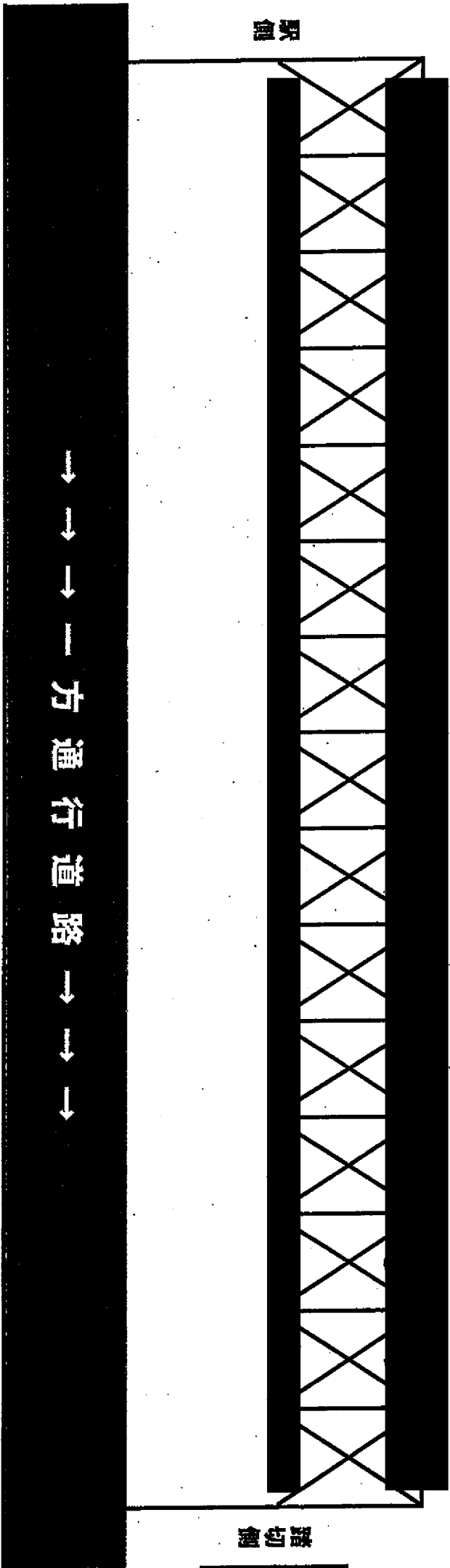
自宅
携帯

TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

賃料振込先

43-4

駅側



踏切側

西口駅前駐車場

所在地 箭弓町1-5347-2

月額 10,000円

整理番号			37
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 7月 27日	8月27日 支出額 9月28日	百万 千 円 153912
-------	-----------	-----------------------	------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃 7月~9月 3ヶ月 $64,130 \times 3 = 192,390$ $192,390 \times 0.8 = 153,912$
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

37-2

349-0123
埼玉県蓮田市本町6-7 サンクヴェール 506号室

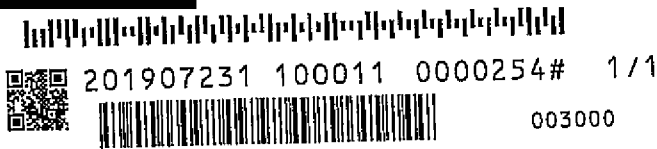
[ROOM iD] ご契約内容のご案内

山口 京子 様

この度は家賃保証サービスをご契約いただき、まことにありがとうございます。

早速ですが、ご契約内容に関する書類を送付いたしますのでご確認ください。

株式会社 エポスカード



●ご契約内容

ご契約者名	山口 京子 様	お問い合わせ番号	
	金額	お支払日	
家賃等	63,500円	2019年 9月 4日 より毎月 4日 (9月家賃) より	
基本保証料	31,750円	2019年 9月 4日 (1回限りのご請求です)	
月次保証料	630円	2019年 9月 4日 より毎月 4日	
お支払方法	エポスカードによるお支払い		

- *「口座引落し」のお客様は、お支払日が金融機関休業日の場合翌営業日がお引落しとなります
- *お家賃等のお支払額は毎月お届けする、ご利用代金明細でご確認ください(毎月10日以降に送付致します)
- *上記記載の金額は家賃立替委託契約書および保証委託契約書で締結の金額となっております

●同封物について

- ・「ROOM iD」ご契約内容のご案内(当書面)
- ・「ROOM iD」ポイント充当サービスのご案内

*お問い合わせ・相談

◆「ROOM iD」サポートデスク 0120-75-0101
[9:30~20:00]

◆「ROOM iD」ホームページ
<http://www.01epos.jp/roomid/>



お問い合わせにつきましては「契約者ご本人」様からお願い致します
ご本人様以外の方からの問い合わせでは詳細の情報開示が出来かねますのでご了承ください

37-3

貸室賃貸借契約書

【賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙として、甲と乙は表記内容および裏面条項を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。
本賃貸借契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自1通を保管する。

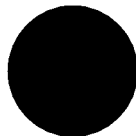
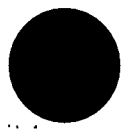
■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.5 m ²

■ 契約条件

契約時	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
	預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2019年07月21日 から 2021年07月20日 まで				付帯契約	なし
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし		
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2019年07月21日

賃貸人(甲)	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 さいたま営業所長 相馬 宏	
賃貸人代理 (甲の代理人)	住所		
	氏名		
賃借人(乙)	住所	蓮田市 上 1-3-16	
	氏名	山口 京子	
連帯保証人 (丙)	住所		実印
	氏名		
	住所		印
	氏名		

37-4

■ 特約事項

※退去時のクリーニング費用に関する例外の特約
 原状回復に関する費用の一般原則は第17条に定めるとおりとするが、乙は例外として、専門業者による全体のハウスクリーニング費用金30,000円（消費税別）については、乙の負担とすることに合意する。
 なお、市場価格の変動等により加算される場合がある。
 以下余白

物件管理者	管理者名	住友林業レジデンシャル株式会社
	電話番号	0486485981

宅地建物取引業者	免許番号	国土交通大臣 知事() 第 号
	所在地	
	商号(名称)	印
	政令使用人	
宅地建物取引士	登録番号	知事 第 号
	氏名	印

整理番号 37 - 5

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

2 02-07-27 .振替 | *64,130 | エホ°スカート" |

9 02-08-27 .振替 | *64,130 | エホ°スカート" |

15 02-09-28 .振替 | *64,130 | エホ°スカート" |

整理番号 **0037**

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">02</div> 年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">07</div> 月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</div> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> </table>		5	4	3	9	6	百万					円
	5	4	3	9	6										
百万					円										
使途	<p>事務所家賃 7月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$60440 \times 0.9 = 54396$</p>														

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****0000
取扱店	お取引日	時刻
48203	02-07-27	10:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマケンツツキン
オカワ
普通 6203661
1)ハツモトツ ムツヨ様
登録番号 0006
2)コクホ ケンイチ セイムカツト ムツヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 400016

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

③ 事務所家賃

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※ 〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 103

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">643</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">52</td> </tr> </table>	百万	千	円		643	52
百万	千	円							
	643	52							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃賃料(本所事務所)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">80,440 × 0.8 = 64,352</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

≡ 小島信昭

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	****	
0017				
取扱店	お取引日	時刻		
57109	02-07-27	14:52		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥80,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳				
(1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)				

お振込明細またはご案内		電信
お受取人		
登録番号 0001		
コジマ ノブアキ様		

電話番号 048-758-1624	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 400089	

*印紙税を納付しない場合は*印で領受しております。 →

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	02-07-27 送金	*80,000	ATM	
9	02-07-27 手数料	*440		
10				
11				
12				

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④代としてなら④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
					区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
		(登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月		
面 積	29.75 m ²				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)			家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	〒339-0074 さいたま市岩槻区本宿 298-5
連帯保証人	氏名	TEL 048-790-1100
	住所	〒339-0067 さいたま市岩槻区本町 5-5-12

宅地建物取引業者	A	B
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
宅地建物取引業者	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 (有)宝来屋不動産商会 関根 正之	埼玉県知事()第 号
宅地建物取引業者	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号
宅地建物取引業者	平成29年8月23日	免許年月日
宅地建物取引業者	氏名	氏名
宅地建物取引業者	登録番号	登録番号
宅地建物取引業者	業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名
宅地建物取引業者	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
宅地建物取引業者	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※国は実印
※この契約書は、空地建物取引業法第37条に定められている裏面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名、部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名
住所

管理業者 商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会

所在地 339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538

賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣()第 号

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 02621 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者 氏名 () ※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者 氏名

住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右側に所定の事項を記載する)	氏名 住所
<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	小島 信昭
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	
<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 107

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">715</td> </tr> </table>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>ダスキンレンタルTV</p> <p style="text-align: right;">$1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX 3970 4875 7466 4442
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領 収 書
 (8000147)

株式会社ダスキンサービス 北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2020年 7月 27日 次回訪問日 2020年 8月 24日 取引 現金 No.100286634100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 51

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 27 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	9	500
百万	千	円							
4	9	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

政務活動事務所賃料(8月分)

$55,000 \times 0.9 = 49,500$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56703	02-07-27	15:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
お振込明細またはご案内		電 信
[Redacted]		
登録番号 0002		
子ハ タツヤ様		
電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 270001		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しています。 →

明細

55,000
0
55,000

(振込手数料)

は、別紙を使用すること。
は)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和元年10月1日
消費税増税に伴い

印税 6 羽加筆

建物賃貸借契約書

所在地	加須市中央1丁目15-7 建物1階南側部分1.3、2㎡(4坪)
契約期間	令和元年6月16日より令和3年6月15日まで
賃貸料	月額金 55,000 円也(税込)
振込先	██ ██ 名義

上記物件を賃貸人(甲) ██████████ と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="28"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="7029"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="7029"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="7029"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">馬車場代 (8月分)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

7月28日分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7,810 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	カハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2020年07月28日～2020年07月28日 照会件数：2件

2020年08月03日 09時51分51秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2020年07月 28日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ	■■■■■

全件数：2件

整理番号			41
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年07月28日	支出額	百万 千 円 47520
-------	-----------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	支出年月日 7月28日他 事務所駐車場代 (職1 稼3)	
		$17600 \times 3 = 52800$ $52800 \times 0.9 = 47520$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領 収 書		No. 012209
松澤正典議会議務事務所 代表 松澤 正 様		令和 平成 2年 7月 28日
金額	百万 千 円 7,7600	
但 大倉町議会 駐車場 駐車料金 8月分 (税込)		
上記金額正に領収いたしました		
印 紙		係 印
取扱い店 <input type="checkbox"/> 資産管理課 本店 <input type="checkbox"/> 資産管理課 八潮店 <input checked="" type="checkbox"/> 資産管理課 吉川店		

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 41 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 書

No. 012222

松澤正県議会議員事務所
代表 松澤正様

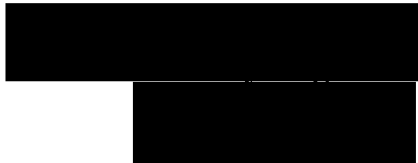
令和
平成 2年 8月 27日

金額	百万	千	円
		7,7	500

但下倉庫駐車場 駐車料金 980円(税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

領 収 書

No. 012236

松澤正県議会議員事務所
代表 松澤正様

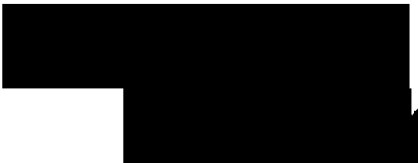
令和
平成 2年 9月 29日

金額	百万	千	円
		7,7	600

但下倉庫駐車場 駐車料金 1080円(税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号

87-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	02年07月28日
支出額	百万 千 64000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使 途	8月分事務所賃借料
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主、XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
 頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 添付した貸事務所図面に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 埼玉県東3丁目11番18号 (住居表示)	
建物	木造「 <u>鉄骨</u> 」鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・ <u>瓦葺</u> ・ <u>瓦葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (1)階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公下水メーター(専用)、冷蔵庫、 駐車場スペース(2台分)、電気設備1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円) 管理・共益費	家財保険料	円
敷金	400,000円 (賃料 ヶ月)	附原価	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	高敷料	円
その他の条件	毎年15分の1づつ償却するものとする。(保証金の補償はしない。)		
貸与する鍵	本数 2本	北出入口	ポストの鍵 本数 2本
賃料等の支払時期	翌月を前月末日までに支払うものとし、(保証金の補償はしない。)		
賃料等の支払方法	前払 (振込手数料は借主の負担とする。)		
持参先	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 慎一
(自宅)TEL XXXXXXXXXX
(事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX
管理業者	商号又は名称 XXXXXXXXXX
所在地	国土地交通大臣()第 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	号
管理担当者	氏名 XXXXXXXXXX (賃貸不動産経営管理士:登録番号 XXXXXXXXXX) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合は記載 ※賃貸不動産経営管理士上の取組を受けている場合は記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX
-----	--

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 家賃債務保証会社名 XXXXXXXXXX <input type="checkbox"/> 会社の提供する 主たる事務所の所在地 XXXXXXXXXX 保証

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとし、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1づつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--